

委第2号議案

つくば市議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和7年12月19日

提出者 議会運営委員長 塩田 尚

つくば市議会委員会条例の一部を改正する条例

つくば市議会委員会条例（昭和62年つくば市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第64条中「及び議員の携帯電話」を「並びに議員の携帯電話及びパソコンピュータ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

委員会室での議員のパソコン使用を可能とするため、この条例の改正を行うものである。

つくば市議会委員会条例（昭和62年つくば市条例第58号）新旧対照表

改正後	改正前
第1条—第63条 (略) (情報通信端末機の持込み等) 第64条 委員は、情報通信端末機（議会が貸与するタブレット端末並びに議員の携帯電話及びパーソナルコンピュータに限る。）を、迅速かつ正確な情報の収集及び確認のため、委員会室内に持ち込み、会議に活用することができる。	第1条—第63条 (略) (情報通信端末機の持込み等) 第64条 委員は、情報通信端末機（議会が貸与するタブレット端末及び議員の携帯電話に限る。）を、迅速かつ正確な情報の収集及び確認のため、委員会室内に持ち込み、会議に活用することができる。
第65条 (以下略)	第65条 (以下略)